（公職選挙法施行令の一部改正）

第七条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章の三　政党その他の政治団体等の選挙における政治活動（第百二十九条の四―第百二十九条の七）」を「第十二章の三　政党その他の政治団体等の選挙における政治活動（第百二十九条の四―第百二十九条の七）　第十二章の四　選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（第百二十九条の八）」に改める。

第一条の二第一項中「、第二百六条第二項」及び「、第二百三十八条の七第二項」を削る。

第十五条の次に次の一条を加える。

（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第十五条の二　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第四条第二項及び第八条の規定は、法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「、審理員」とあるのは「、審査庁」と読み替えるものとする。

第二十三条の十一の次に次の一条を加える。

（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第二十三条の十一の二　行政不服審査法施行令第四条第二項及び第八条の規定は、法第三十条の八第一項において準用する法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の八第一項において準用する同法第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「、審理員」とあるのは「、審査庁」と読み替えるものとする。

第十二章の三の次に次の一章を加える。

第十二章の四　選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て

（行政不服審査法施行令の準用）

第百二十九条の八　行政不服審査法施行令第三条、第四条第二項及び第三項、第七条から第十一条まで並びに第十四条の規定は、法第二百二条第一項及び第二百六条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第三条第二項中「審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二条第一項又は第二百六条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同令第七条第一項中「審査請求人及び処分庁等」とあるのは「異議申出人」と、同令第八条中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「審理関係人がある」とあるのは「審理関係人（公職選挙法第二百六条第二項において準用する法第三十一条第二項に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）がある」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

2　行政不服審査法施行令第三条から第十一条まで及び第十四条の規定は、法第二百二条第二項及び第二百六条第二項の審査の申立てについて準用する。この場合において、同令第三条第二項中「審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二条第二項又は第二百六条第二項の審査の申立てを受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同令第七条第一項中「処分庁等」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と、同令第八条中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「審理関係人がある」とあるのは「審理関係人（公職選挙法第二百十六条第二項において準用する法第三十一条第二項に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）がある」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

（地方税法施行令の一部改正）

第八条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項ただし書、第九条の五第一項第二号イ並びに第二十九条第二項及び第五項第二号イ中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

第三十五条の十四及び附則第六条の八中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第九条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条」に、「を陳述させ」を「の陳述を求め」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第十条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第六号中「その他の」を「その他」に改め、同号イ中「第三十一条の四の規定による」を「の規定により市町村長がした処分に係る」に改め、「若しくは異議申立てについての決定」を削り、「同条の」を「当該」に改め、同号ニ中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第十五条の二第五号中「、異議申立て」を削り、同条第六号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第三十一条第二項の表第三十一条の四の項を削る。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「定める者等」を「定める者」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第十二条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十条第五項第六号中「異議申立て、」を削る。

第百二十二条第一項中「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）」を「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）」に改める。

附則第二十条第六号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十一条とする。

（情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令の一部改正）

第十四条　情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令（平成十五年政令第五百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「事件」の下に「の手続」を加え、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「事件」の下に「の手続」を加え、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第四条の見出しを「（審査請求人等の意見の聴取）」に改め、同条中「求め、又は法第十三条第一項の規定に基づき閲覧をさせようとする」を「求めようとする」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。